

項目名	公園愛護協会の拡充		
大綱要旨	昭和54年に制度を開始した、市民が、公園・緑地を自主的に清掃、除草等の愛護活動を行う団体である「公園愛護協会」を拡充することにより、公園維持管理のさらなる充実を図る。		
改革内容	現在、570箇所の街区公園及び児童遊園地等のうち176箇所の維持管理について、公園愛護協会134団体の協力を得ている。 都市公園である街区公園については、153箇所のうち113箇所は公園愛護協会が設置されているが、残り40箇所についても、近隣地域住民に対して公園愛護協会の設立を働きかけ、管理への協力をいただくこととする。		
改革効果	公園愛護協会の拡充により、維持管理経費を増加させることなく、管理運営の充実を図ることができる。また、公園・緑地がより市民の身近な存在となるため、公園に対する市民要望などの情報や市からの情報が迅速かつ容易に伝達可能となり、より市民ニーズに即した公園の維持管理を行うことができるようになる。 さらに、市民参加により、まちづくり、緑化についての市民意識の啓発が図られることが期待できる。		
実施計画	年度	着手・実施	詳細内容
	14年度		
	15年度	着手	要領見直し等事務処理及び地域の状況確認他
	16年度		15年度末 136箇所 + 16年度末 18箇所 = 154
	17年度	実施	16年度末 154箇所 + 17年度末 22箇所 = 176